

(汚染土壌の搬出時の届出に関する経過措置)

第三條 この法律による改正後の土壌汚染対策法(附則第七條において「新法」という。)第十六條第一項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同項に規定する汚染土壌を当該要措置区域等(同項に規定する要措置区域等をいう。)外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者とする者を除く。)について適用する。

第四條 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。
第三百五十六條のうち土壌汚染対策法第八條第二項の改正規定中「指示措置等」を「実施措置」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為及び附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

法務大臣 金田 勝年
環境大臣 山本 公一
内閣総理大臣 安倍 晋三

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十四号

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律

1 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この項及び第四項において同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙により選出される議会の議員又は長(以下この項及び次項において「特例対象議員等」という。)の任期は、当該地方公共団体の議会在、平成三十年十月三十一日までに、特例対象議員等の任期満了の日として平成三十五年四月一日から同月三十日までの期間内のいずれかの日を定める旨の議決をしたときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十三條第一項又は第百四十條第一項の規定にかかわらず、当該議決で定める日に満了する。

2 前項の議決に係る議案は、特例対象議員等のうち議会の議員の任期満了の日に係るものにあつては議会の議員又は委員会が、特例対象議員等のうち長の任期満了の日に係るものにあつては長が、それぞれ議会に提出することができる。

3 第一項の議決については、議員数の四分の三以上の者が出席し、その五分の四以上の者の同意がなければならぬ。
4 第一項の地方公共団体は、同項の議決があつたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
5 地方自治法第七十九條第一項本文の規定は、第一項の議決に係る事件については、適用しない。

総務大臣 山本 早苗
内閣総理大臣 安倍 晋三

農業競争力強化支援法をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十五号

農業競争力強化支援法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 国が講ずべき施策

第一節 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策(第八条―第十条)

第二節 農産物流通等の合理化を実現するための施策(第十一条―第十五条)

第三節 施策の検討(第十六条)

第三章 事業再編又は事業参入を促進するための措置

第一節 事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針(第十七条)

第二節 事業再編に関する計画(第十八条―二十条)

第三節 事業参入に関する計画(第二十一条―二十二条)

第四節 支援措置

第一款 事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等(第二十三条)

第二款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編等促進業務(第二十四条)

第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編等促進業務(第二十五条・第二十六条)

第四款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務(第二十七条―第三十條)

第五節 雑則(第三十一条―第三十四条)

第四章 雑則(第三十五条・第三十六条)

第五章 罰則(第三十七条・第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。